

漂着物の保管について

みだしの件について、水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 24 条第 1 項の規定により、漂着物の引渡しがありましたので、同法第 25 条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

つきましては、所有者の方は令和 8 年 7 月 29 日までに名護市総務部総務課へ申し出てください。

なお、上記期間までに申出がない場合は、所有者のないものと認め処分します。

記

拾得物件

拾 得 日：令和 8 年 1 月 27 日

拾得場所：名護浦湾海岸

物 件 名：バナナボート（白色）1 隻

保管場所：名護市総務部総務課

令和 8 年 1 月 29 日

名護市長 渡具知 武豊

